

## 第478回広島海区漁業調整委員会（ウェブ会議）議事録

### 1 日時及び場所

日 時 令和3年8月24日（火）午後1時15分～午後3時8分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）  
広島県呉庁舎第1庁舎3階会議室（呉市西中央一丁目3-25）  
広島県福山庁舎第3庁舎第383会議室（福山市三吉町一丁目1-1）  
三原市漁業協同組合（三原市古浜町一丁目11-1）

### 2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和3年8月13日（金）

招 集 者 会長 北 田 國 一

### 3 出席者

委員（13人） 北田國一，川岡勝義，高橋勝盛，濱松照行，箱崎照男，米田輝隆，  
樋口元武，下前清弘，山田正通，海野徹也，川下求，野田秀明，  
松下博紀

県（5人）	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（2人） 山根次長，三浦主査

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第13号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第14号議案 まきえ釣の委員会指示について

(結 果) 原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について

(3) その他

愛媛県弓削島沖海域の小型機船底びき網漁業の入漁について

6 議事の経過

午後1時15分、事務局の山根次長から第478回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し13名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に米田委員と樋口委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第13号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について】

議長 はじめに、第13号議案「一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」を上程します。提案理由と内容を事務局から提案してください。

山根次長 (議案内容により、13号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局の三浦から説明する旨発言】)

三浦主査 (資料1により、一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示の経緯及び概要を説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

海野委員 いろいろな制限が付されていますが、実際に操業上のトラブルは減ったのでしょうか。

三浦主査 東部農林を通じて確認したところ、近年大きなトラブルはないとのことでした。

濱松委員 事務局からトラブルは少なくなった旨の報告がありましたが、実際に現場においてもトラブルは減っていると感じます。委員会指示については継続してもらいたいと思います。

高橋委員 確認ですが、許可証はもう3年になっていますよね。

三浦主査 許可証は既に3年の有効期間になっています。委員会指示について、これから1年間の指示期間ということです。

高橋委員 分かりました。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

なければ採決に移ります。では、第13号議案「一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認してよろしいですか。

全委員 (賛成の挙手)

議長 異議なしということで、第13号議案は、原案のとおり承認します。

【第14号議案 まきえ釣の委員会指示について】

議長 では、次に第14号議案「まきえ釣の委員会指示について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、14号議案の提案理由を説明した。【提案内容は事務局の三浦から説明する旨発言】）

三浦主査 （資料2により、まきえ釣の委員会指示の経緯及び概要について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

松下委員 まきえ釣の委員会指示による制限は、常識的な感覚として理解できるのですが、実際にこの指示に違反して、県からの命令に背いて立件されたような実績はあるのでしょうか。

三浦主査 これまで、委員会指示に対する命令違反で立件されたことはありません。

米田委員 現在、保安部は遊漁者が行う船舶からのまきえ釣について厳しく対応されていますが、これらは立件されるのですか。

三浦主査 まきえ釣に関する漁業調整規則は改正されて10年以上が経過しています。規則を改正した時から、遊漁者がまきえ釣をした場合「遊漁者の漁具・漁法制限」の違反ということで罰則は規定されています。既に周知期間は過ぎたということで、保安部としても立件も含めて厳しく対処していくと聞いています。

米田委員 それともう1点伺いますが、遊漁者であってもかき筏の上からまきえ釣をする場合は違反にならないのですか。遊漁船の船長がかき筏の上で遊漁客にまきえ釣をさせており、一部でトラブルになっていると聞いています。県からも指導が必要ではないのでしょうか。

三浦主査 確にかき筏の上からするまきえ釣については、浮棧橋などからと同様の扱いで制限の対象ではありません。しかし、かき筏は所有者があるもので、無断でかき筏に乗ることは、刑法上の問題となる可能性があるため、県からは必ず所有者の了解を得て行うように指導しています。

松下委員 委員会指示の内容は県のホームページに掲載しているとのことですが、一般の方への周知について、ホームページ以外で何か指導が行われているのでしょうか。

三浦主査 制度が変わった平成19年から5年間くらい、県の取締船から遊漁船へパンフレットを配るなどして周知してきました。また、小型船舶検査機構（J C I）の船舶検査の際に、まきえ釣のパンフレットを同封してもらうこと等で啓発を行いました。これらの全てを継続しているわけではありませんが、その時にできる取組みを行っています。

下前委員 先ほどのかき筏の上から行うまきえ釣について、かき業者の間では「カキ稚貝を食べるチヌを釣ってくれてありがたい。」という意見がある一方で、「まき餌をすることで逆にチヌが寄ってくる。」とあって嫌がる人もいます。かき業者の間でも、いろいろな意見があることを知っておいていただきたい。

三浦主査 現場でそのような意見があることも踏まえて、対応していきたいと思います。

米田委員 それと、山口県ではサビキを使ったまきえ釣はできますよね。遊漁者にとっては分かり難いので、そういった観点からも周知をお願いしたい。

三浦主査 県によって制限されるまきえ釣の範囲が違います。山口県では生きたエビを使用するまきえ釣などに限定されていて、サビキ釣りに対する制限はありません。そういった点についても、ホームページにおいて周知を図ることで対応したいと思います。

議 長 他に意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第14号議案「まきえ釣の委員会指示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 (賛成の挙手)

議 長 異議なしということですので、第14号議案は、原案のとおり承認します。

## (2) 報告事項

### 【山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について】

議 長 それでは、報告事項に移ります。「山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について」、事務局から説明してください。

山根次長 (資料3により、山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

全 委 員 (意見なし)

議 長 意見がないようですので、その他に移ります。

## (3) その他

### 【愛媛県弓削島沖海域の小型機船底びき網漁業の入漁について】

議 長 事務局から「愛媛県弓削島沖海域の小型機船底びき網漁業の入漁について」、経過報告があるとのことですので。

山根次長 (愛媛県弓削島沖海域の小型機船底びき網漁業の入漁について経過報告を行った。)

議 長 ありがとうございます。

本日予定していた議題は、これで終わりますが、他に委員の皆様から何かございませんか。

全 委 員 (意見なし)

議 長 県や事務局から何かありませんか。

ないようでしたら、これをもちまして第478回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間ありがとうございました。

(午後3時8分 閉会)